

議案第 62 号

岡山県市町村税整理組合を組織する市町村数の増加及び岡山県市町村税整理組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日をもって岡山県市町村税整理組合の共同処理する事務に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 2 条第 5 号に規定する森林環境税に係る徴収金に関する事務を加え、また、令和 8 年 4 月 1 日から、岡山県市町村税整理組合へ井原市を加入させることを承認するとともに、岡山県市町村税整理組合規約を次のとおり変更する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により岡山県市町村税整理組合を組織する地方公共団体数の増加及び組合規約の変更を協議するに当たり、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山市町村税整理組合規約の一部を変更する規約

第1条 岡山市町村税整理組合規約(昭和 33 年岡山県指令第 338 号)の一部を次のように変更する。

第3条中「市町村税,」の次に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年法律第 3 号) 第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金,」を加える。

第2条 岡山市町村税整理組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中 「

笠岡市

」を

井原市

」に改める。

別表第2中 「

」を

井原市

」に改める。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。